

平成30年6月11日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第11日目）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第54号 | 上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第55号 | 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第56号 | 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第57号 | 上天草市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第58号 | 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第59号 | 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第60号 | 平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第61号 | 平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第62号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第11 | | 請願・陳情等の取り扱いについて |

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（15名）

議長 園田 一博		
1番 木下 文宣	2番 何川 誠	3番 嶋元 秀司
5番 宮下 昌子	6番 西本 輝幸	7番 高橋 健
8番 小西 涼司	9番 新宅 靖司	10番 田中 万里
11番 北垣 潮	12番 島田 光久	13番 津留 和子
14番 桑原 千知	15番 田中 辰夫	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀江 隆臣	副	市	長	小嶋 一誠											
教	育	長	高倉 利孝	総	務	企	画	部	長	和田 好正							
市	民	生	活	部	長	宇藤 竜一	建	設	部	長	山下 正						
経	済	振	興	部	長	井手口隆光	教	育	部	長	中 文近						
健	康	福	祉	部	長	辻本 智親	上	天	草	総	合	病	院	事	務	長	尾崎 忠男
総	務	課	長	濱崎 裕慈	財	政	課	長	迫本潤一郎								
会	計	管	理	者	堀川 雅輔	水	道	局	長	小西 裕彰							

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	海崎 竜也	局	長	補	佐	松尾 伸之
主	事	浦下 千明									

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。

質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

日程第1 議案第54号 上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(園田 一博君) 日程第1、議案第54号、上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ声あり]

○議長(園田 一博君) 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第55号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第2、議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第56号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第3、議案第56号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第57号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第4、議案第57号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第58号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第58号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第59号 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第6、議案第59号、平成30年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。

本案について質疑ありませんか

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で総務常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。

通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） それでは、17ページです。緊急通報システム委託料ということで、639万4,000円上がっています。これは説明で、民間委託に向けてテスト運用をされるということでしたけれども、まだ委託先は決まっていらないと思うんですが、テスト運用されるということですので、どこがどういう形でテスト運用されるのかということと、来年度から民間に委託するということですのでけれども、これまでと変わりなく、その対応ができるかどうかということ、それと現在の端末機の設置状況についてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、委託先の決定とテスト運用はどのような形でということでございますけれども、こちらのほうが現行システムから民間委託への移行の経緯、方法についてということで御説明をさせていただきます。

まず、緊急通報システムにつきましては、現在天草圏域2市1町と天草広域連合消防本部で構成しております、天草地域弱者緊急通報システム運営協議会を協議調整機関として、消防本部を中心に、機器の維持管理、運営並びに緊急時の対応を行っているところでございます。

天草広域連合消防本部では、近年の119番着信件数の増加などもあり、複数の緊急通報を受報した場合に対応のおくれが懸念されることと、緊急通報システムからの受報に相当の誤報が含まれていることなどから、県内の他の圏域において既に実施されております、民間委託の導入の必要性を指摘されており、これまで運営協議会で検討をしてきたところでございます。

これまでの検討の結果、運営協議会では、現在の緊急通報システムの更新時期が、本年10月となっていることを踏まえ、2市1町同時に更新時期の10月1日から民間委託に移行することとしており、本市においても、そのための補正予算を今議会に提案しているところでございます。

なお、委託先につきましては、運営協議会の中で検討した結果、2市1町合同での条件設定が、導入及び維持経費の効率化などから望ましいとの結論を踏まえ、補正予算成立後、できるだけ早くプロポーザル方式により選定する予定でございます。

また、民間委託への切りかえの方法につきましては、2市1町が連携して、7月から8月に業者選定公募、9月上旬までに委託先と契約を締結し、10月から来年の3月までの間に計画的に機器の切りかえと試験運用を行っていくこととしており、しばらくの間は、早期に新システムに移行される方と、現行のシステムで対応される方が併存した状況となるものでございます。

次に、民間に委託した場合、これまでと変わりなく対応できるのかという御質問ですが、緊急通報システムは民間委託した後も、利用者の利用方法には大きな変更はございませんが、一方で、緊急通報または相談に当たって、委託先の窓口となる専門相談員が365日、24時間体制で消防署への連絡も含めて通報を受け、状況に応じて適切な対応を行うとともに、定期的な元気コールで安否確認などを行うなど、これまで以上のサービス向上が図られるものと考えております。

また、緊急通報システムにつきましては、委託事業者を経由しての消防本部への通報とはなるものの、委託事業者では、利用者への定期コール等により病歴情報や投薬情報などの健康状態が把握されていることから、緊急時にあっても、専門相談員からのこれらの情報も含めて消防本部に情報提供が行われることで、よりの確な通報者の情報が伝わるものと考えております。

なお、現在、緊急通報システムに含まれる火災センサーにつきましては、火災報知機の設置の義務化に伴い、運営協議会において、今回の委託に当たっては、オプションとする方向で考えており、火災センサーを希望する利用者につきましては、現在月額500円程度の利用者負担が発生する予定でございます。

また、申請者に対して端末機の現在の設置状況ということですが、本市の要綱におきましては、利用対象者を本市の在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等としており、同じひとり暮らしの中でも、要介護認定者等の条件をつけている他市とは大きく異なってい

ることから、県下では、設置台数で熊本市693件、天草市646件に次ぐ540件となっており、人口に占める設置割合では、県下で最も高い割合となっております。

こうした状況も踏まえると、市としましては、今後利用対象者のあり方の検討が必要となってくるものと考えております。

なお、待機者につきましては、現在59名いらっしゃるところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） これまで消防本部のほうに行っていたのが、今度民間ということで、例えば、通報があって、それで通報された高齢者の方のところに行かなくちゃいけませんよね。そういうときは、例えば今、消防署は、大矢野とか松島、龍ヶ岳とかありますけれども、この民間になった場合は、その民間会社、警備保障会社ですか、民間会社の事業所みたいなのが、あちこちにいっぱいあるんでしょうか。そこから対応されるということになるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） まず、委託事業者については先ほど申しあげましたように、まだ決まっておりませんが、市内の何カ所かには拠点となるようなものを、相談員というか、状況確認をしていただく方は契約していただく形になるかとは思いますが。ただ、まず通報があり、それを専門相談員の方が受け付けて、その状況を聞いた中で、緊急車両が必要であれば、そのまま消防署のほうに相談員の専門職員のほうから通報しまして、緊急車両の手配をする形になります。

その通報する段階で、通報者の方がどういう状態かというのは、事前に病歴とか、そういったものも定期的な相談コールで受け付けをして、そういった状況を把握しておりますので、そういったことも含めて消防署のほうに通報が可能となりますので、通報の内容については、詳しく御説明ができると思っております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 先ほど部長は、利用者にとってこれまで以上のサービスが受けられるようになるというような答弁もされたかと思うんですけれども、よその自治体では、もう既に民間に委託されているところがあるということですので、当然よその自治体でどうなのかというも把握された上でのことだと思うんですが、もう少し私としては不安なところもあります。一応このことについては、一般質問で通告もしましたので、あとは一般質問のほうで取り上げたいと思います。

次は、議案書の24ページですけれども、起業体験推進事業推進校交付金ということで、37万5,000円ということでもあります。担当の方にもお聞きしたんですけれども、これは国の補助金ということで、龍ヶ岳中学校と小学校に地域の方から来てもらっているいろいろお話しをしてもらうということらしいです。郷土の良さとか郷土愛とか、そういうことでしたけれども、起業体験推

進事業ということですので、この起業というのは、仕事を起こすという意味だと思うんですけども、これまでも起業ではなくて、私が担当課に聞いたときは、地域の方から学校に来ていろいろお話をしてもらおうということでしたから、これまでも地域の方が学校に来ていろいろなお話しをするという事業があったと思います。これまでやってきたものと、起業体験とどんな違いがあるのかということと、今回は、龍ヶ岳小学校、中学校が対象ということでしたけれども、ほかの学校にも拡充するというような継続性についてお伺いします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

これまでの事業との違いということと、それと、通告書ではこれまでの事業の成果ということも書いて通告されておりましたので、一緒にお答えしたいと思います。

これまでも各中学校におきましては、地域の企業や商店の方々の協力をいただき、職業体験活動などを行ってきたところでございます。この職業体験は、職場で働くことを通じて、働く人の知識や技能に触れることで、生徒の働くことへの関心や、意欲を高めることを目的としております。

一方、起業体験推進事業は、みずから事業を起こすための学習活動を通して、起業家精神や創業に当たっての資質・能力の育成を目的としておりまして、これまでの職業体験も、職場体験も、この事業の一つの取り組みとなります。具体的には、児童生徒たちが地域の理解や協力を得ながら、経済活動や商業の初歩的な知識に関する学習活動を、地域の特産品や観光商品の開発、販売など身近な素材をもとに疑似体験するものでございます。

これまで行ってきた職場体験の成果としましては、体験を通じて生徒の発達段階に応じた望ましい労働観や就業観を育み、進路選択や決定に必要な能力や態度を身につけるとともに、郷土のよさやすばらしさを実感できる機会となっていると考えております。

次に、他地域への拡充ということですが、今回は龍ヶ岳小、中学校での取り組みをモデルとして実施しますが、その後、全小中学校へ広めていきたいと考えております。また地元上天草高校との連携も図ってまいりたいと思っているところです。なお、継続性につきましては、地域の人材や産業界、起業に係るノウハウを有する団体等の協力を得ながら、継続してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今、継続性ということでもお答えいただきましたけれども、こういう事業というのは、子供たちにとっても、子供たちに自分たちの仕事のことを知ってもらうという地域の実際に仕事をしておられる方たちにとっても、両方にとって効果があることだと思います。

例えば、小学生ではそんなに将来の目的とか仕事とかいうことでは、まだほど遠いかもしれませんが、自分が将来どういう仕事をしたいかということの選択する上での、指針にもな

と思うので、とてもいいことではあると思います。今回は国からの補助金ということですが、これが国からのがずっと続いていくものなのか、というのもありますけども、もしそれがなくてもぜひこれは、教育の現場で続けていただき、そして他の小中学校にも広げていただければいいなと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） 今回は、モデルの構築ということでやらせていただきます。その結果を踏まえまして、ぜひ、全小中学校に広めて継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は各所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第60号 平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第7、議案第60号、平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第61号 平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第8、議案第61号、平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第62号 工事請負契約の締結について

○議長（園田 一博君） 日程第9、議案第62号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

諮問第1号は異議がない旨、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は、異議がない旨答申することに決定しました。

日程第11 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（園田 一博君） 日程第11、請願・陳情等の取り扱いについてを行います。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日12日から14日までは、常任委員会を開催し、次の本会議は、15日午前10時から

一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時30分